

米原市

学校における働き方改革取組方針

～教職員が生き生きと働くことができ、

子ども一人ひとりと向き合う時間を確保するために～

令和8年4月

米原市教育委員会

1. はじめに

これまでの学校教育は、教職員の「子どもたちのために」という熱い思いや献身的な努力に支えられて、様々な課題に取り組んできました。しかし、長時間にわたる超過勤務の常態化は、教職員の心身の健康を損なう恐れがあり、創造的に教育に取り組む活力や一人一人の子どもと向き合う時間を奪うことにもつながりかねません。教育の質を高め、子どもたちの「生きる力」を育むとともに、教職員が誇りや情熱を持ち続け、健康で生き生きと働くことができる環境づくりが求められています。これを実現するためには、学校における働き方改革を進め、長時間労働の解消に取り組むことが重要です。

文部科学省においては、学校における働き方改革を総合的に進めるため、平成31年1月に「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定しました。また、令和元年12月に公布された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」（令和元年法律第72号）の規定に基づき、「公立学校の教職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）が示されました。この指針により、教育職員の服務を監督する教育委員会に対し、教育職員の勤務時間の上限に関する方針の策定が求められています。

これを受け、滋賀県教育委員会は「滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年滋賀県条例第57号。） 第7条ならびに滋賀県義務教育諸学校等の職員の業務量の管理等に関する規則（令和2年滋賀県教育委員会規則第4号。） 」の規定に基づき、「県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」が策定されました。

米原市教育委員会もまた、米原市立学校管理規則（平成17年米原市教育委員会規則第8号）に第25条「業務量の適切な管理および福祉の確保」の条文を追記し、平成30年5月に「米原市学校における働き方改革取組方針」を策定しました。

令和5年8月28日には「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」が、中央教育審議会により取りまとめられ、その後、令和5年9月8日付で文部科学省から通知されました。これにより、教師の働き方改革がさらに推進され、教師のウェルビーイングを確保しつつ、教育の質を向上させるための方向性が示されました。さらに、令和6年8月27日には中央教育審議会により「令和の日本型学校教育を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」がまとめられ、令和7年9月26日付で公布された「公立の義務教育諸学校等の給与等に関する特別措置法等の一部改正」に基づき、米原市教育委員会では「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、勤務時間の上限遵守を徹底することに加えて、定期的な健康チェックやストレスケアの強化を図ります。また、学校における働き方改革取組方針を改訂し、子どもと向き合う時間に専念できる環境づくりや業務の削減や効率化を促進する新たな指針を追加します。これにより、教職員が教育活動に専念できるよう、負担軽減を進めるとともに、創造的な教育を行うための時間を確保します。また、地域や保護者との連携を強化し、働き

やすい環境の整備に向けた支援を求め、共同で改革を推進していきます。

学校における働き方改革は、地域や保護者の理解・支援も得ながら、常に改善策を検討し実行していくことが求められます。米原市では学校における働き方改革を進め、教職員が子どもと向き合うための時間や授業の準備、教材研究などに費やすための時間を確保し、教育の質の向上につなげます。今後も、学校の実態や取組の進捗状況に合わせて実効性をフォローアップし、更なる改善を進めます。

2 目標

目標を以下のとおり、設定します。

- ・ **目標① 超過勤務時間 月 45 時間以内（年間 360 時間以内）、
超過勤務の時間月平均 30 時間程度を目指しつつ、
超過勤務時間 月 80 時間を超える教員は 0 人とします。**
- ・ **目標② 年次有給休暇の取得を促進します。
（1 人当たり年間平均取得日数 16 日以上）**
- ・ **目標③ ワーク・ライフ・バランスや仕事への満足度向上を目指し、
「やりがいがある」と肯定的な回答は 90%以上、
「働きやすい」と肯定的な回答は 80%以上を目指す。**

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）の改正（令和 7 年 6 月）に伴い、現行方針の目標を改め、超過勤務時間を原則月 45 時間以内（年間 360 時間以内）とすること、月 80 時間以上の超過勤務者を 0 人とすることを目標とすることで実質超過勤務時間月平均 30 時間程度を目指します。また、年次有給休暇取得 16 日以上を目標にして働き方改革の取組を通して目指す姿を実現します。

3 具体的取組

（1）学校業務の見直し・効率化や指導・運営体制の充実

学校における働き方改革については学校単位での取組が従来から行われてきました。しかしながら、昨今の学校の業務環境は非常に厳しくなっており、学校単位の取組だけでは解決できない状況に置かれています。このため、教育委員会としても改善策を講じ、学校の業務環境の改善を図っていきます。

- ①市費非常勤講師の配置
- ②教員業務支援員の配置
- ③業務改善を意識した取組（学校および教師が担う業務の適正化、授業時間の見直し）
- ④教職員の在校等時間の客観的な把握とその縮減に向けた取組状況の公表
- ⑤校務 DX の加速化
- ⑥自動採点システムの有効活用

現状では、勤務時間内に授業準備や成績処理を終えることが難しく、社会の変化に伴う様々な課題への対応に迫られ、教員の業務が更に増加している状況です。このような中、市費の非常勤講師や教員業務支援員など多様な人材の活用は非常に有効です。また、各種施策および各学校の実態に応じた「学校・教師が担う業務にかかわる3分類を徹底するための取組」を促進し、教育委員会で集約して取組内容を共有したり、効果的な取組は共通して実践したりするなど、教職員の負担軽減を図っていきます。さらに、校務 DX の推進によって、校務実施の効率化を進めていきます。

（２）部活動における教員の負担軽減

中学校の部活動は生徒の心身の発達には役立つものの教員の時間外労働、休日出勤を多く生じさせる原因となっています。また、競技経験や指導経験のない部活動に従事することにより指導に不安を抱える教員もいます。教育委員会では、部活動から生じる負担を軽減するため、その在り方を見直していきます。

- ①部活動指導員の配置
- ②地域部活動検討委員会の設置
- ③部活動指導員や地域部活動の指導員の人材確保

部活動を担当する教員の負担軽減や生徒の心身の健康の確保を図るため、次のように部活動の活動方針を定めます。

- ・ 効率的、効果的な活動を推進するとともに、生徒の健康面を考慮した指導を行う。
- ・ 活動時間は平日は１～２時間程度、休日は原則３時間以内とする。
- ・ 休養日は原則平日の１日以上と土・日曜日の１日以上の週２日以上設定する。
- ・ 従来朝練習は、原則行わない。

(3) 専門性をもった多様な人材の活用

チーム学校として、複雑化、多様化する業務の中で職員の専門性を生かした対応が必要です。

①学校事務共同実施に伴う推進と共同学校事務室の設置

学校の事務職員は原則1校に1人配置されていますが、他校の事務職員とチームをつくり、共同で事務処理を行うことにより、正確で効果的な事務の推進を目指します。また、事務処理の方法を共有することで、事務の効率化を図っています。こうした取組を強化するため、共同学校事務室を設置し、組織としてサポートできる体制を明確化するとともに、個々のスキルアップにもつなげています。校務運営に参画し、学校教育力の向上に貢献していきます。

②ICT 支援員の配置による GIGA スクール構想の推進

GIGA スクール構想により、1人1台端末が普及しました。しかし、端末の使用について、学校間・教師間によって差がみられるのが現状です。各校を巡回しているICT推進員を効果的に計画的に活用することによって、個別的・協働的な学びの構築及びDX推進による教職員の働き方改革を進めます。

③SC、SSW の配置

児童生徒の課題に対して、心理面と環境面の両面から支援を行うため、SC、SSWを各校に配置します。SCは、不安や悩み、不登校、いじめ等の心理的課題に対し、カウンセリングや助言を通して心のケアを行うことを目的にしています。また、SSWは、家庭環境や生活背景にかかわる課題に対し、関係機関と連携や調整を通して環境改善を図ることを目的にしています。両者が連携することで、児童生徒を多面的に支える体制の充実を図ります。

(4) 家庭や地域の力を活用する取組

これまで学校が担っていた役割を家庭や地域と連携・協働することで学校を中心としたよりよい地域社会を構築することが課題です。

①コミュニティ・スクール推進事業

②地域学校協働活動推進事業

校長のリーダーシップの下、家庭や地域、関係機関との連携・協働しながら、コミュニティ・スクール推進事業、地域学校協働活動推進事業を全小中学校で推進し、学校運営体制の強化を図っていきます。

（５）教職員の健康づくりと勤務時間管理

働き方改革の取組の基礎となる勤務時間管理を徹底することと勤務時間管理における管理職の負担軽減を図ることが必要です。また、教員の意識改革と管理職のマネジメント能力の向上により、過労死ラインを超える長時間労働を解消することが課題です。

- ① 校務支援システムによる勤務時間の把握
- ② ワーク・ライフ・バランスの研修
- ③ 週に１日の定時退勤日を設定
- ④ 長期休業期間中における、１週間以上の学校閉庁日の設定
- ⑤ 自動対応電話の継続

教職員が日々の業務を進めるに当たっては、タイムマネジメントを常に意識し、効率的に業務をこなしていくことが超過勤務の縮減につながります。このため、ワーク・ライフ・バランスの研修等を通じて教職員のタイムマネジメント力の向上を図っていきます。

※今後の取組予定（方向性）

- ・校務支援システムの実効性の向上
- ・共同学校事務室の更なる有効性の向上
- ・教員業務支援員、部活動指導員の増員を含めた在り方の検討
- ・部活動の地域連携・地域展開の方向性検討